① 提案者の氏名または団体名

非公表

② 提案名

「国外にわたる職業紹介」に関する手続きを簡略化

③ 事業の実施場所

現在指定されている国家戦略特区(6区域)内及びその他の地域

④ 具体的な事業の実施場所

東京、名古屋、大阪の都市圏

⑤ 具体的な事業の実施内容

国家戦略的なグローバル人材育成のため、民間有料職業紹介事業者の適正なネットワークを活用した雇用機会の拡大。

⑥ ⑤の事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等

職業安定法第31条第1項の3、職業安定法施行規則第18条第3項のル、ヲ

- ⑦ ⑤の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容
- ※⑥による現行の規制が具体的にどのように障害となっているか記述してください。

有料職業紹介事業者が、国外に人材を紹介しようとするときは、厚生労働大臣に相手先国毎に届出が必要となるが、その際には、①相手先国の職業紹介及び関係労働法令を全て調べ、これらの日本語訳を自費で準備し提出しなければならない、②相手先国の法律に国外にわたる職業紹介について定めがない場合は、関係法令の日本語訳だけでなく、自費で弁護士の証明書をとり提出しなければならない、③相手先国の業務提携先機関の紹介ライセンスの写し及び日本語訳を提出しなければならない。たとえば、10カ国を相手先にしようとする場合は、10通りの手続きが必要となり、時間・費用ともに、著しい手続き負担となっており、参入の障害になっている。

- ⑧ ⑥・⑦に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
- ※ ⑥の規制等の廃止だけではなく、規制等の内容の具体的な変更や、新しい規制・制度の 提案などを含みますが、できるだけ具体的に記述してください。
- ・国別の関係法令は、国(厚生労働省)側で日頃より情報収集されているものと思われ、 既に国内の紹介事業許可を有している事業者については、左記①②の手続きは不要とす る。

・同様に、既に国内の紹介事業許可を有している事業者については、左記③の手続きのうち、日本語訳の提出は不要とする。

#### ⑨ ⑧の措置をした場合に想定される経済的社会的効果等

厚生労働大臣の許可を取得した紹介会社が、法令を遵守し、労働者の権利を侵害しない 適正な仲介で、優秀なグローバル人材の育成に寄与する機会が拡大する。(違法な仲介 会社、ピンハネ業者の排除)

① 提案者の氏名または団体名

非公表

② 提案名

特例子会社認定要件の緩和

③ 事業の実施場所

現在指定されている国家戦略特区(6区域)内及びその他の地域

④ 具体的な事業の実施場所

東京、神奈川、京都、大阪、兵庫

⑤ 具体的な事業の実施内容

特例子会社の認定要件を緩和し、中小企業も設立しやすくし障害者雇用を広げていく

⑥ ⑤の事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等

障害者の雇用の促進等に関する法律第45条

- ⑦ ⑤の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容
- ※⑥による現行の規制が具体的にどのように障害となっているか記述してください。

現在の法律では、親会社が特例子会社の決議権の過半数を有することが認定要件である。従業員数の多い大手企業は障害者雇用数も多くなり特例子会社を設立する意義を見出せるが、中小企業はそうともいかず、単独での設立に躊躇しがちである。

- ⑧ ⑥・⑦に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
- ※ ⑥の規制等の廃止だけではなく、規制等の内容の具体的な変更や、新しい規制・制度の 提案などを含みますが、できるだけ具体的に記述してください。

資本関係のない会社同士の出資会社でも、一定の認定要件を満たせば、特例子会社として認めることとする。

### ⑨ ⑧の措置をした場合に想定される経済的社会的効果等

現在の障害者雇用は、中小企業で進んでいないのが実状である。この規制緩和により、中小企業同士における特例子会社設立が容易になり、障害者雇用の受け皿が広がっていくと考えられる。平成25年現在の特例子会社数は378社。そのほとんどが1,000人以上(3,085社)の大手企業である。仮に大手企業の1割が特例子会社設立によって雇用率が1.98%となっていると仮定すると、この緩和措置によって中小企業で特例子会社が設立されると雇用率も同様の1.98%までアップし、かつ、左記地域の特例子会社数が全体の2/3であることを考えると、現状と比較し雇用数が34,000人増加する。大手企業の中で1割が特例子会社を有していることから、増加数の1割がこの規制緩和によって誕生した特例子会社に採用されると考えると3,000人以上の雇用が新たに生まれる計算になる。

① 提案者の氏名または団体名

非公表

② 提案名

労働契約書手続き方法の電子化

③ 事業の実施場所

現在指定されている国家戦略特区(6区域)内及びその他の地域

④ 具体的な事業の実施場所

東京、名古屋、大阪の都市部

⑤ 具体的な事業の実施内容

多様な働き方をする労働者の活用促進に対応し、労働者が希望する場合は、電子メール 等による労働契約手続きを認め、労働者の便宜と労働条件の整備・確保を図る。

⑥ ⑤の事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等

労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条第3項

- ⑦ ⑤の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容
- ※ ⑥による現行の規制が具体的にどのように障害となっているか記述してください。

雇用主は労働者を雇用する場合、その雇用期間がどれだけ短くとも労働者に「書面の交付」により労働条件を明示しなければならないと定められているが、採用日と入社日が近接しているケース、多様な労働条件のもと短期就労を繰り返すケースでは書面交付が遅れたり、対応できず、結果的に労働条件の明示が十分に行われない結果を生じさせる。また、プライバシーや個人情報保護の点から書面の送付を望まない労働者もあり、上記と同様の結果を生じさせる。一方、たとえば、労働者派遣制度では日雇派遣について就業条件明示を、定められた事項について携帯メールで行うことを既に認めており、労働条件明示も同様に電子メールによる方法を認めることで、労働者の便宜を図ることにもなり、また、労働条件明示が行われやすくなり、労働条件整備・確保にも寄与することになる。

- ⑧ ⑥・⑦に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
- ※ ⑥の規制等の廃止だけではなく、規制等の内容の具体的な変更や、新しい規制・制度の 提案などを含みますが、できるだけ具体的に記述してください。

労働者が希望する場合は、定められた事項を全て明示することを条件に、電子メールによる方法での労働条件明示を認める。

### ⑨ ⑧の措置をした場合に想定される経済的社会的効果等

労働条件の明示をメールで受け取ることを希望する労働者にとっては、メールでの受領が、契約内容を迅速かつ円滑に確認できるメリットがある。

労働条件明示が円滑に行われることにより、労働紛争の抑止、労働条件整備・確保にも 寄与することになる。

① 提案者の氏名または団体名

非公表

② 提案名

通所介護サービスにおける突発休による看護・介護職員配置欠如減算の緩和

③ 事業の実施場所

現在指定されている国家戦略特区(6区域)内及びその他の地域

④ 具体的な事業の実施場所

東京都、大阪府、福岡県

⑤ 具体的な事業の実施内容

小規模事業所において、通所介護における看護・介護職員配置欠如減算を緩和する。

⑥ ⑤の事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)

- ⑦ ⑤の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容
- ※ ⑥による現行の規制が具体的にどのように障害となっているか記述してください。

看護・介護職員数の少ない小規模事業所においては、1名の看護・介護職員の欠員が、すぐさま、減算の基準となる配置人員の 1 割を超えてしまう事態となりかねない。看護・介護職員の月平均配置員数が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合、翌月から減算となる状態が解消されるに至った月まで利用者全員の報酬額を100分の70で算定。(利用者、利用回数が同じでも売上が30%自動的に減少)

- ⑧ ⑥・⑦に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
- ※ ⑥の規制等の廃止だけではなく、規制等の内容の具体的な変更や、新しい規制・制度の 提案などを含みますが、できるだけ具体的に記述してください。

現状介護現場での看護師・介護職採用は困難なものがあり、小規模事業所の場合は、突発で休むことを想定した、厚い人員配置を整えることは困難。小規模事業所においては、月平均ではなく、四半期(3ヶ月)平均で看護・介護職員の月平均配置員数が人員基準上必要とされる員数から1割を超えていなければ、減算の対象とはならないように緩和する。

### ⑨ ⑧の措置をした場合に想定される経済的社会的効果等

職員配置不足に伴う経営リスクの回避と職員の精神的な負担の軽減(自分が休むと会社に迷惑がかかると思い無理をして出勤してしまうため)

① 提案者の氏名または団体名

非公表

#### ② 提案名

国家資格試験(社会福祉士(合格率:約30%19科目)/介護福祉士(合格率:約50%13科目))の制度の改正

③ 事業の実施場所

現在指定されている国家戦略特区(6区域)内及びその他の地域

④ 具体的な事業の実施場所

東京都、大阪府、福岡県

⑤ 具体的な事業の実施内容

上位資格取得保持者を増やす事で介護従事者の知識・技術レベルを上昇させる。

⑥ ⑤の事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)

- ⑦ ⑤の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容
- ※ ⑥による現行の規制が具体的にどのように障害となっているか記述してください。

現状試験科目の各項目全ての合計点によってのみ合否が決まり、不合格だった場合1年 後全ての科目を再受験する必要がある。

- ⑧ ⑥・⑦に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
- ※ ⑥の規制等の廃止だけではなく、規制等の内容の具体的な変更や、新しい規制・制度の 提案などを含みますが、できるだけ具体的に記述してください。

試験にて科目合格(例えば3年間有効)を取り入れるとともに、開催頻度を上げることで再受験のしやすい環境を作る。

⑨ ⑧の措置をした場合に想定される経済的社会的効果等

高い知識と技術を持った介護職員が増加し、介護サービス利用者に安心安全なサービス提供が行いやすくなる。